

教育基本法「改正」法案反対に関するアピール

私たち恵泉女学園大学に集う者たちは、目下国会で審議されている教育基本法「改正」法案に反対します。

恵泉女学園の創立者河井道先生は、一人一人の子どもたちが自分の中に潜んでいる能力を自由に行使できる自由な教育をめざして教育に励み、教育基本法の制定に際しては教育刷新委員会の委員として尽力されました。

後に続く私たち恵泉女学園大学に働く者たちは、この創立者の精神を大切にして教育に当たってきましたが、今回の「改正」案が教育基本法の根幹にかかわる重要な精神をゆがめるものであることを、心から憂いています。

特に、「改正」法案では、「道徳心」「公共心」「愛国心」を規定し、子どもたちの内心の自由を規制しようとしています。心の問題を法律で押しつけることは思想・信条の自由を侵すものです。

また、「改正」案第 16 条を読みますと、さまざまな規定が法律化され、国家による教育の管理が一層強まることが懸念されます。教育の独立性こそは、自由な教育が実現するために必要不可欠なものです。

河井先生は、日本国憲法が保障している思想・信条の自由と教育基本法が保障している教育の自由とは、車の両輪の役割をもつものであることを力説されました。

以上のような理由から、私たちは教育基本法「改正」法案に反対します。

教育基本法「改正」法案反対に関する賛同者

(*印：呼びかけ人)

*石井摩耶子(元学長)、木村利人(学長)、*内海愛子、澤井啓一、大橋正明、荒井英子、有馬弥子、李省展、石原綱成、岩佐玲子、上村英明、宇野緑、梅澤ふみ子、漆畑智靖、榎本真理子、大日向雅美、鎌田紘子、川島堅二、*川戸れい子、斉藤百合子、笹尾典代、定松文、佐谷真木人、澤登早苗、篠崎美生子、篠田真理子、関本恵美子、武田徹、武田知子、谷本寿男、長阪朱美、新妻昭夫、西村悟郎、箱田直紀、樋口幸男、福本修、*堀芳枝、松村正治、水永武光、森田進、山本悦子、吉馴明子、浅井久美、大谷平人、加藤和子、菊地牧恵、岸川弘、佐藤幸一、杉山信義、鈴木成子、高橋あや子、賞雅郁子、館野英樹、豊岡直子、中西亜紀、中野智子、三橋典子、野間田せつ子、宮崎真紀子、森純子、森村洋子、山形八千代、吉村郁美(順不同)